

JRA 畜産振興事業 審査基準

【応募者に関する審査基準】

審査項目	審査の基準
応募者の法人格の該当性	次のいずれかの団体に該当するかについて審査する。 ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会その他農林漁業者を構成員とする団体 ② 事業協同組合 ③ 公益社団法人又は公益財団法人 ④ 一般社団法人又は一般財団法人 ⑤ 高等学校、高等専門学校及び大学（大学共同利用機関を含む。） ⑥ 社会福祉法人 ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人） ⑧ その他JRA理事長が特に認める民間団体
応募者の適格性	次の事項等を勘案し、応募者の適格性について審査する。 ① 畜産振興事業を行う意思及び具体的計画並びに畜産振興事業を適確に実施し、自ら評価できる能力を有すること。 ② 組織、運営についての規約、代表者の定めがあり、経理その他の事務について、適切な管理及び処理能力を有していること。 ③ 畜産振興事業により得られた成果について、公益の利用に供することを認め、かつ、その普及に努めること。 ④ 国、地方公共団体等の補助金等（以下「補助金等」という。）において、不正な使用若しくは、不正な受給を行ったとして、2024年度に補助金等の返還命令を受けていないこと、又は、不正な使用、不正な受給、若しくは不正な行為を行ったとして、2025年度の補助金等への応募若しくは参加の停止を受けている者が事業実施体制に含まれていないこと。 ⑤ 同一事業について補助金等を受けていないこと。 ⑥ 日本国内に所在し、事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し責任を持つことができること。 ⑦ 反社会的勢力、又はそれに関わる者の関与がないこと。

【事業内容に関する審査基準】

項目	審査の基準
畜産振興事業への該当性	1 事業は民間団体が自発的に行うものであって、専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業ではなく、助成対象となる次のいずれかの事業に該当するかについて審査する。 ① 畜産の経営又は技術の指導の事業 ② 肉用牛の生産の合理化のための事業 ③ 生乳の生産の合理化のための事業 ④ 家畜衛生の向上のための事業 ⑤ 畜産の技術の研究開発に係る事業 ⑥ 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業 ⑦ その他畜産の振興に資すると認められる事業 2 助成金の上限額要件に合致しているか、単年度当たり4千万円を超える場合、全国的に事業を実施する必要があるか、かつ、特に公共性及び公益性が高い事業であるかについて審査する。
必要性	1 国等の施策との関連 (1) 国の基本方針との整合性 「食料・農業・農村基本法」、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」等に基づき策定される方針との整合性について審査する。

	(2) 国の基本方針に基づく基幹的 事業又は基礎的 な研究開発等と の役割分担	国による助成が期待し難いものであって、次のいずれにも該当しないことについて審査する。 ① 畜産の生産基盤又は畜産にとって基幹的な役割を果たす施設を整備しようとするもの ② 直接的に農家の経営安定を図ろうとするもの ③ 直接的に農畜産物等の価格安定を図ろうとするもの ④ 国の役割・責任が位置付けられており、その実現のために実施するもの ⑤ 基礎的な研究開発を目的とする事業であって当該事業実施により畜産業に対する直接的な効果又は成果が得られないもの ⑥ 現に国が民間団体に対する助成として実施しており、補完の必要性がないと判断されるもの
	2 公募テーマとの 整合性	公募テーマとの整合性について審査する。
	3 必要性・緊急性	解決すべき具体的な問題について、客観的な根拠や政策・施策の動向、これまでの類似の研究開発や予備研究の成果等を踏まえた上で、必要性及び緊急性が整理されているかについて審査する。
	4 研究開発事業の 新規性・先導性	※研究開発事業のみ審査 研究開発を目的とする事業にあつては、現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、取り組む課題や採用した手法等に新規性及び先導性があるかについて審査する。
有効性	1 事業の内容・計画	事業の実施内容及び事業計画が、事業の目的を達成するために計画的、具体的、適正な予算規模となっているか。研究開発事業にあつては、応募者の予備研究の実施結果等の準備状況やこれまでの研究実績も合わせて事業の有効性を審査する。
	2 研究開発事業の 代表者等の適格性	※研究開発事業のみ審査 研究開発を目的とする事業にあつては、研究総括者や参画研究者（共同実施機関、委託機関を含む）のこれまでの業績等から見て研究遂行能力が適切であるか、参画機関数が適切であり、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているかについて審査する。
	3 事業の目標の明 確性・達成可能性	目標達成に向けた課題設定が適切で明確にされているか、事業終了時までに目標とする事業成果の達成が可能であるかについて審査する。
	4 事業の普及性・波 及性	全国を対象としたものであるか又は全国的な普及・波及について具体的な計画を有するものであって、畜産振興に資することが明確であるかについて審査する。 （激甚災害被災地支援に係る事業を除く。） 研究開発を目的とする事業にあつては、実用化、社会実装の可能性が高いかについてもあわせて審査する。
効率性	1 投入資源等の妥 当性 (1)実施期間	各項目の実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるかについて審査する。 《実施期間》 ・原則として単年度 ・特別な理由がある研究開発事業は最長5年 ・特別な理由がある研究開発事業以外の事業は最長3年
	(2)事業の手段	次の事項について審査する。 ① 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓蒙活動等のみでないこと。 ② 調査研究そのものは外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。
	(3)計画に対するコ ストの効率性	予算規模や配分が効率的なものとなっているか、費用対効果の面から事業・研究コストが適切な水準であるか、積算根拠が明確に示されているかについて審査する。
	2 過去のJ R A畜 産振興事業との関係	過去3年間に、J R A畜産振興事業において、類似の事業を実施又は終了している場合は、事業内容に発展性があるか、又は継続の必要性があるかについて審査する。